



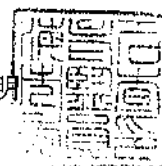
海老名市監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年6月23日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



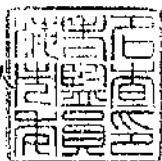
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市民協働部 市民活動推進課
- 2 監査の実施日 令和7年5月26日
- 3 監査結果の公表日 令和7年5月29日(海老名市監査委員告示第5号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
市民活動推進課が所管する施設において、災害対応自動販売機の設置に伴う行政財産の目的外使用料について、「海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」第10条第4項および「災害時における支援及び防災力の向上に関する協定書」第2条第2項に基づいて、減免措置が講じられている。このたび実施した定期監査の中で、増設された災害対応自動販売機について、減免適用の根拠となる協定書の内容が未更新であることを確認せずに手続きが進められていた事例があった。	協定書の更新時期を見据えた自動販売機の導入を検討するとともに、協定書所管課との連携を深めます。また、他施設の減免措置を参考に、減免適用の根拠となる書類の見直しについて検討します。